

川崎市交通局工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく工事及び製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約の入札に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を設定する入札)

第2条 最低制限価格は、原則として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が交通局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札による工事請負契約を除く、工事等の請負契約に係る入札に設定するものとする。ただし、予定価格（税込）が6億円以上の特殊な工事請負契約については、最低制限価格を設定しないことができるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の100分の80から100分の95の範囲内で設定するものとする。

- (1) 「直接工事費の額に100分の100を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額」、「現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に100分の68を乗じて得

た額」の合計額を工事価格で除した割合（以下「算出基礎割合」という。）を算出し、当該算出基礎割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の割合を乗じて得た額（10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

なお、算出基礎割合が100分の95を超える場合にあっては、当該算出基礎割合を100分の95とし、算出基礎割合が100分の80に満たない場合にあっては、当該算出基礎割合を100分の80とする。

(2) 工事等の性質上、前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格の100分の80から10分の95の範囲内で適宜設定するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、交通局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 平成27年度契約準備案件に係る行為は、この要綱の施行前においても、改正後の要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告その他の申込みの誘因を行う入札から適用し、施行日前に公告その他の申込みの誘因を行う入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う契約から適用し、施行日前に入札公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。